

特定化学物質の取扱量 集計結果(令和3年度 和光市)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	13	アセトニトリル	1	9	650	13	650	0	0
1	53	エチルベンゼン	9	5	184,600	5	0	0	184,600
1	80	キシレン	10	1	1,129,800	2	1,800	0	1,128,000
1	127	クロロホルム	1	9	3,200	10	3,200	0	0
1	186	ジクロロメタン(別名 塩化メチレン)	1	9	2,800	11	2,800	0	0
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	10	1	747,600	4	1,600	0	746,000
1	297	1,3,5-トリメチルベンゼン	9	5	120,800	7	0	0	120,800
1	300	トルエン	10	1	2,791,100	1	2,100	0	2,789,000
1	392	ノルマル-ヘキサン	10	1	800,400	3	3,400	0	797,000
1	400	ベンゼン	9	5	153,800	6	0	0	153,800
3	3	イソオクタン	1	9	3,400	9	3,400	0	0
3	35	メタノール	1	9	1,500	12	1,500	0	0
3	41	硫酸(三酸化硫黄を含む)	2	8	5,400	8	5,400	0	0
合計			—	—	5,945,050	—	25,850	0	5,919,200

※1 取扱量について

取扱量 = 使用量 + 製造量 + 取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。